

第1084回教育委員会

令和2年5月21日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れ
について (高校教育課)
- (2) 県立学校における新学期の学校運営方法(案) について (高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について
(生涯教育・学習振興課)

議第2号 新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に
係る臨時専決処理の承認について (高校教育課)

6 閉 会

公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れについて（報告）

令和2年5月21日
高校教育課

1 今回新たに県外からの志願者受入れを実施する高校

(1) 県立山形北高等学校

ア 該当する要件

- ・直近5年間における最終倍率の平均値が0.85である。
- ・県内唯一の学科（音楽科）が設置されている。

（県立山形北高等学校音楽科の最終倍率の状況）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	直近5年間平均
最終倍率	0.88	1.00	1.08	0.70	0.58	0.85
志願者／定員 (人)	35/40	40/40	43/40	28/40	23/40	

イ 実施年度

- ・令和3年度入学生より実施。

ウ 学校の特徴

- ・東北の音楽科・音楽コースを設置する高校の中で、入学者数および音楽系大学の進学者数で、牽引的な役割を担っている。
- ・東北唯一の公立高等学校設置の音楽科であり、日本、さらには海外でも活躍する人材を育成している。

(2) 県立小国高等学校

ア 該当する要件

- ・直近5年間における最終倍率の平均値が0.44である。
- ・1学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立している。

（県立小国高等学校の最終倍率の状況）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	直近5年間平均
最終倍率	0.39	0.33	0.31	0.55	0.60	0.44
志願者／定員 (人)	31/80	26/80	25/80	22/40	24/40	

イ 実施年度

- ・周知期間を1年程度設ける目的で、令和4年度入学生から実施。

ウ 学校の特徴

- ・高等学校では東北地区初の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置している。
- ・「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（文科省）」に係り小国町が管理機関となり3年間（令和元年度～令和3年度）の指定を受けている。
- ・「高校生の地域留学のための高校魅力化支援事業（内閣府）」対象校として採択された。（令和2年度～令和6年度）

2 今後の進め方

以下のことについて、「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び各高等学校の「募集要項」に記載する。

- (1) 出願手続きについて（「実施要項」、「募集要項」）
- (2) 県外から志願し入学した生徒が、保護者と離れて生活することになる場合の、生徒の住居や保護者に代わり指導や世話をを行う人物の届け出方法について（「募集要項」）

3 今後の日程

本日	県外からの志願者受入れ申請校への受入承認に係る通知 プレス発表
5月中	教育事務所・市町村教委・各中学校への通知 県ホームページでの周知
6月以降	各都道府県教育委員会への通知 各校ホームページでの周知
10月下旬	令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項策定
12月中旬	各校募集要項配布開始

4 既に受入を実施している高校

- (1) 県立加茂水産高等学校
 - ・平成30年度入学生より実施
- (2) 県立遊佐高等学校
 - ・平成30年度入学生より実施

山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れ の承認に係る要件等について

○山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入に関する要綱(抜粋)

第2章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第3条 山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科がある学校のうち、次の各号のいずれかに該当する学校について、当該校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。

- (1) 県内唯一の学科が設置されており、当該学科の直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学校(この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。)
- (2) 1学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立している学校

2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」(別記様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 志願者数が入学定員(以下「定員」という。)を超えた場合は、県外志願者からの合格者の割合を原則として次のように制限する。

- (1) 県内志願者の割合が定員の90パーセント以上の場合、県外志願者からの合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。
- (2) 県内志願者の割合が定員の90パーセント未満の場合、県内志願者からの不合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後5年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校志願者受入審議委員会

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教育次長(高校教育課を所管するものに限る。)
 - (2) 県高等学校長会会長
 - (3) 県高等学校長会理事長
 - (4) 県中学校長会会長
 - (5) 私立中学高等学校協会代表
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外志願者受入れに関する要綱」の運用について（抜粋）

(2) 「学校と地域との連携が確立している」具体的項目

- ①地域企業や公共団体がインターンシップの受入れや就職の受入れを積極的に行っている。
- ②地域や公共団体の施設、設備などを生徒に開放するなどの協力を行っている。
- ③学校施設を地域に開放している。
- ④学校行事等を積極的に公開し、地域との交流を図っている。
- ⑤学校がボランティア活動等の地域貢献活動を行っている。

(3) 県外から志願し入学した生徒が、保護者と離れて生活することになる場合は、保護者が責任を持って生徒の住居を定めるとともに、保護者に代わり指導や世話をを行う人物を定めることを義務づける。

県立学校における新学期の学校運営方法（案）について

- 5月25日（月）からの本格的な授業の再開に伴い、学校運営の具体的な留意点について、下記により対応していく。なお、状況の変化等を踏まえ、適宜見直しを図っていく。
- この運営方法については、各市町村教育委員会にも周知する。

（主なもの）

1 学習保障のあり方について

- 臨時休業等の期間に実施できなかった授業時数については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、原則として年内に当該時数の確保を図っていく。この場合、進学や就職を控える第3学年の生徒に配慮した学習指導計画を策定する。

（授業時数確保の例）

- ①夏季休業期間の短縮（2週間程度） ②平日の放課後の補充授業の実施 ③学校行事の一部圧縮
- 座席の配置を工夫するなど身体的距離を確保するほか、教員は必要に応じてフェイスシールドを活用するなど、「3密」対策をさらに徹底していく。
- 登下校時における時差通学を継続する。

2 部活動について

- 補充のための授業計画や地区単位での時差通学の実施方法と部活動の実施方法を調整した上で、原則として6月1日（月）から部活動を再開する。なお、6月1日前であっても、上記調整が図られた学校から活動の再開を認めるものとする。
- 当面、平日は週2日、土曜日又は日曜日のいずれか1日の週3日の活動とし、生徒のコンディションや時差通学の実施状況等を踏まえながら、活動の拡大について検討していく。
- なお、感染リスクの高い、室内で集団による合唱や近距離で組み合ったり接触したりする運動等は行わない等の感染防止対策をとりながら実施する。

3 学校行事について

- 運動会、文化祭について、当面の間、中止ではなく延期扱いとし、この間に内容や参加範囲の限定（不特定多数の参加は認めない）等「3密」対策を踏まえた実施方法について検討する。
- 修学旅行についても、中止ではなく延期扱いとし、行先について慎重に検討する。なお、県内での宿泊を伴う校外学習等については、「3密」対策を講じながら行うこととし、郷土を知り体験する機会としていく。

以上

県立学校における新学期の学校運営方法について(案)

I 基本的な考え方

5月25日(月)以降の新学期においては、本格的に授業を再開することとしているが、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、段階的に部活動や学校行事等の教育活動を拡大していくこととする。

この場合、感染リスクが高まる3つの条件を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染症対策を継続するという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行う。

また、学校関係者の新規感染者の確認状況等に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止、場合によっては再度の臨時休業等を行うものとする。

<新規の感染者が確認された場合等の学校の対応>

1 本県が「感染観察都道府県」に区分される場合

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

(1) 学校関係者(*)に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊶こまめな換気、㊶十分に児童生徒間の間隔をとる、㊶近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 保健所と相談のうえ、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 当該本人を、自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、新たな臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が「感染拡大注意都道府県」または「特定(警戒)都道府県」に区分される場合

臨時休業ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、原則として学校単位に、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

II 対応方法

1 高等学校

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- 生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染症対策を行う。

<対策内容>

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
 - イ 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、当面の間、登校を控えるよう促す。
 - ウ 当面の間、特定（警戒）都道府県または感染拡大注意都道府県から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、登校しないこととする（該当する場合、学校に申告してもらう）。
 - エ 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行うこととする。天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
 - オ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口・便座など）を中心に消毒などを定期的に担当者を決めて実施する。
 - カ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、適切な消毒、手洗いを徹底すること。
 - キ 教室では、咳エチケットの要領でマスクを装着し、座席の配置を工夫するなどして可能な限り身体的距離をおおむね1～2m以上確保すること。必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。教員は必要に応じて、フェイスシールドの活用等の感染症対策を行う。
 - ク 登下校の際は、咳エチケットの要領でマスクを装着すること。校門や玄関口等での密集が起らないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を行う。
 - ケ 更衣室等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。
 - コ 清掃は、「3密」を避けるよう配慮して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する。
なお、トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す。
- 登下校時の列車利用に係る時差通学を継続する。

(2) 学習指導

① 基本的な考え方

- 現在のところ、学年の終期（学校教育法施行規則第79条、第104条）の変更はなされないと前提に立ち、学習指導計画を策定すること。
- 臨時休業等の期間に実施できなかった授業時数については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、原則として年内に当該時数の確保を図っていく。この場合、学校全体として、進学や就職を控える第3学年の生徒に配慮した学習指導計画を策定する。
- なお、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、特に最終学年以外の生徒については、学校行事等も含めた教育活動の実施に留意すること。

※ なお、上記2点の取扱いは、政府の検討状況を踏まえ、必要があれば、別途変更等の通知を行うものとする。

② 学習指導に係る留意点

- 令和2年度の教育課程内での補充のための授業を行ったうえで、必要に応じて教育課程に位

置付けない補習を実施するとともに、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。この場合、夏季休業を2週間程度短縮するとともに、第1、2学年の生徒についても1週間に2日程度、平日の放課後に補充のための1コマの授業を設定するなどして授業時数の確保に努めること。なお、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、併せて、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。

- ・ 学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT※等を活用した家庭学習等を授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、協働学習や学校でしか実施できない実習等に重点化することを検討すること。この場合、授業以外の場において行うこととする学習活動については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な生徒に対しては、個別に指導を行う。

※G Suite for Education等を活用した効果的な家庭学習の促進等

- ・ 体育や音楽など、生徒が密集して長時間活動する学習活動については、感染リスクの高い学習を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭における学習との組み合わせによる指導計画の見直しを行うこと。

<リスクの高い学習活動例> (感染防止対策は、別紙参照)

ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動

イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動

ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動

エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習

オ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

- ・ 進路相談や心のケアを要する生徒への対応に向け、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察体制の構築、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による教育相談体制を整備すること。

(3) 部活動

- ・ 教育課程内での補充のための授業計画や時差通学の実施方法と部活動の実施方法を調整した上で、原則として6月1日(月)から部活動を再開する。この場合、各校において補充のための授業計画を踏まえた平日における部活動の実施可能性(一人当たり1日1~2時間、週2日程度)を検討するとともに、地区単位で、時差通学の実施状況を踏まえながら、地区としての時差通学の在り方と各校における部活動の実施方法について調整を行うこととする。

なお、上記調整が整った学校については、6月1日前であっても適宜活動再開を認めるものとする。

- ・ 補充のための授業に支障がない範囲で、一人当たり平日週2日程度(1日1~2時間)、土曜日または日曜日のいずれか1日以内(1日2~3時間)の週3日以内の活動を開始する。

その後の活動の拡大については、時差通学の実施状況、生徒の体調管理状況等を踏まえながら、引き続き検討を進めていく。

※ 再開にあたっては、スポーツ保健課で示す「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」参照

(4) 学校行事

① 運動会、文化祭

- ・ 当面の間、中止ではなく延期扱いとすること。この間、内容、参加範囲の限定(不特定多数の参加を認めないなど)等、「3密」対策を踏まえた実施方法を検討すること。

② 修学旅行

- ・ 当面の間、中止ではなく延期扱いとすること。修学旅行先については、十分検討を行うこと。なお、下記「③宿泊を伴う学校行事及び校外学習」の実施方法を参考に、県内で郷土を知り体

験する機会とすることについても検討すること。

③ 宿泊を伴う学校行事及び校外学習

- ・ 当面の間、県内でのみの学習とすること。なお、活動場所、移動、宿泊場所のそれぞれの場面において「3密」対策を徹底すること。

④ その他

- ・ その他の学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、ボランティア活動等については、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえ、実施の可否を検討する。特に食品の取扱い、資料や用具の手渡しや共有を極力避けた検討を行うこと。
- ・ 避難訓練等[※]については、新入生への早期周知の必要性や新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、可能な範囲での早期実施を図ることとする。実施に当たっては「3密」対策を踏まえるとともに、時間の短縮や学年毎の実施などの規模縮小も含め、感染防止対策に十分留意しつつ、適切に実施すること。

※消防法第8条による義務：学校における消火訓練・通報訓練・避難訓練の実施

(5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行うこと。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 当面の間、特定（警戒）都道府県または感染拡大注意都道府県から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、職務命令による 在宅勤務とする。

(6) 給食に関すること

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底すること。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食）
- ・ 給食当番の生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底すること。
- ・ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は会話を避ける等の給食時の約束事について指導すること。

※令和2年4月28日付けスポ保第135号「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年5月11日付けスポーツ保健課事務連絡「学校再開等に係る学校給食実施に向けての留意点について」を参照

(7) その他留意事項

- ・ 生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知する。
- ・ 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する長期間の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められていることから、クラスターの発生が認められている場所を避けるなどの生徒の行動変容を促す指導を行う。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

(8) その他

- ・ 政府が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施について、各取組みに関する詳細を調整が整ったものから随時情報提供する（「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの作成・提供を行う等）こととしていることや、本県における「新しい生活様式」の定着状況などを踏まえて、対応の詳細を検討していく必要があることから、この取扱いについては、今後、適宜、見直しを図っていくこととする。目安と

して、6月末に7月以降の取組みの変更点を通知することとする。

2 特別支援学校

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。放課後等デイサービス等による送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について、十分に連携の上対応すること。

(2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。身体の接触を伴う活動や介助の際の感染防止対策に留意すること。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(4) 学校行事

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(6) 医療的ケア児及び基礎疾患等のある幼児児童生徒に関すること

- ・ 医療的ケア児や基礎疾患等のある幼児児童生徒については、健康状態等、よりきめ細やかに把握するとともに、衛生管理を徹底した上で、主治医等に相談の上、該当幼児児童生徒の状態等に基づき、個別に登校の判断をすること。

(7) 訪問教育に関すること

- ・ 家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で、保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

(8) 給食に関すること

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(9) 寄宿舎に関すること

- ・ 舎食については、学校給食の対応と同様とする。
- ・ 入浴については、時差をつける、一回の入浴者数を制限するなどの工夫をすること。
- ・ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにすること。

(10) その他の留意事項

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(11) その他

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

3 小・中学校（市町村教育委員会への要請）

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。最終学年である小学6年生と中学3年生の児童生徒に配慮した学習指導計画を策定する。

(3) 部活動

- ・ 通常の日課による授業の再開に合わせ、活動を再開する。一人当たり平日週2日程度（1～2時間）、土曜日または日曜日のいずれか1日以内（1日2～3時間）の週3日以内の活動とする。地域の状況や学校の規模、生徒の体調管理状況等を踏まえながら、段階的に活動日（時間）を増やしていく。

※ 再開にあたっては、スポーツ保健課で示す「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」参照

- (4) 学校行事
 - ・ 基本的に高等学校と同様とする。
- (5) 教職員の対応
 - ・ 高等学校と同様とする。
- (6) 給食に関すること
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。
- (7) その他の留意事項
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。
- (8) その他
 - ・ 高等学校と同様の対応とする。

感染リスクの高い学習活動における感染防止対策例

- ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動
- ・生徒が対面にならないようにする。
 - ・音読は、生徒を前後左右に分散させて行う。
 - ・資料等の共有や回覧はせず、ICT機器等を活用して拡大するなどして見やすく提示する。
 - ・グループ活動に替えて、教師が生徒の意見を黒板等で集約し、ファシリテーター役になって進める。
- イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動
- ・生徒を少人数のグループに分けて、順番に実習を行う。
 - ・教師の師範や代表生徒の実験の様子を、ICT機器を活用してスクリーンに映して共有する。
 - ・生徒が対面しないようにし、間仕切りなどを活用する。実習中は、必要に応じて、マスクやフェイスシールドを着用する。
 - ・実験・実習のための用具、器具は共有せず、活動前後の手洗い、活動中の換気、用具の消毒を行う。
- ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、生徒同士が対面にならないようにする。
 - ・生徒の身体的距離を十分に確保する。
- エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習
- ・実習前後の手洗い、実習中の換気、用具の消毒を行う。
 - ・実習中は、必要に応じて、マスクやフェイスシールドを着用する。
 - ・食器等の共有や配膳後の料理の交換は行わない。
- オ 体育科・保健体育科等における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・可能な限り屋外で実施することとし、生徒が集合・整列したりする場を避け、生徒の身体的距離を十分に確保する。
 - ・活動前後の手洗い、活動中の換気、用具の消毒を行う。
 - ・更衣は少人数のグループに分けて順番に行い、更衣室での密集を避ける。
 - ・感染予防を踏まえた年間指導計画の領域配置の例（別途発出するスポーツ保健課通知「体育・保健体育の授業の再開に向けた留意事項について」を参照）

時 期	開設が望ましい領域
5月末～7月	体育理論、体づくり運動、ダンス、陸上競技（長距離走）
8月～12月	器械運動、陸上競技（短距離走を除く）、球技（ゴール型を除く）
1月～3月	陸上競技（短距離走）、球技（ゴール型）、武道 ※感染状況によっては今年度開設できない場合もある

※中学・高校の名称で記載しているため小学校は同じ系統の領域(取り扱わない領域もあり)

議第 1 号

山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県神室少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県神室少年自然の家
- (2) 所在地 山形県最上郡真室川町大字川の内字水上山 3414 番地の 5

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県神室少年自然の家に平成30年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和2年5月21日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県神室少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

敷地面積 174,075 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階建

延床面積 3,427 m² (管理研修宿泊棟)

3 利用時間及び休館日 (指定管理者が行う管理の基準)

利用時間 午前9時～午後9時 (午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで)

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

① 国民の祝日 (4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。)

② 12月29日から翌年の1月3日までの日

③ 毎月の第3日曜日 (国民の祝日 (7月にあるものに限る。)) の前日を除く。)

④ 月曜日 (毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日 (4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。)) 及び4月30日から5月2日までの日を除く。)

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数 (延べ人数) 及び使用料収入

平成27年度: 13,483人 183,700円

平成28年度: 10,756人 304,380円

平成29年度: 9,732人 314,990円

平成30年度: 9,123人 332,770円

令和元年度: 9,159人 439,370円

5 現在の管理運営体制

県 職 員 数: 職員4名、臨時職員1名 (夏季のみ)

指定管理者: 神室少年自然の家管理企業共同体

職員数: 常勤職員6名、非常勤職員2名

◆指定管理者公募

1 指定期間: 3年

2 応募資格: 議案書のとおり

3 委託業務 (指定管理料の上限額 134,858千円 / 3ヵ年)

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (保守管理業務、清掃、保安警備等)

(2) 施設の運営に関する業務 (利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等)

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務 (利用の許可、許可に付した条件の変更等)

(4) 利用者の指導に関する業務 (企画事業の実施、県主催事業の実施支援等)

4 選定のスケジュール (予定)

① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月21日 (木)

② 募集要項審査委員会 6月10日 (水)

③ 募集要項等の配布 6月19日 (金) ~ 7月17日 (金)

④ 質問書の受付 6月19日 (金) ~ 7月10日 (金)

⑤ 現地説明会の開催 7月1日 (水)

⑥ 申請書類の提出期限 7月17日 (金)

⑦ 選定審査委員会 8月上旬

⑧ 候補者の選定 8月下旬

⑨ 指定管理者の議決 (県議会9月定例会) 10月

⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑪ 指定管理者との協定締結 1月中

議第 2 号

新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る 臨時専決処理の承認について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

記

県立学校における学校再開等に係る対応について（令和 2 年 5 月 8 日）

県内における大型連休中の感染者の確認状況、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく全国への緊急事態宣言の 5 月 31 日までの延長、及び県内の専門家等からの意見等を踏まえ、6 月 5 日（金）まで任意の登校日または授業日としての登校日を設けながら段階的に学習指導を再開することとし、5 月 15 日（金）まで臨時休業期間を延長する。

・準備期間（臨時休業期間）

5 月 11 日（月）～15 日（金）週 2 回程度、3 時間以内の登校日

<高等学校・中学校>

・部分的再開前期 5 月 18 日（月）～22 日（金）週 3 回程度、3 時間以内の授業

・部分的再開後期 5 月 25 日（月）～6 月 5 日（金）週 5 回、3 時間程度の授業

<特別支援学校>

・部分的再開初期 5 月 18 日（月）～22 日（金）週 3 回程度、3 時間以内の授業

・部分的再開中期 5 月 25 日（月）～29 日（金）週 4 回程度、3 時間程度の授業

・部分的再開後期 6 月 1 日（月）～5 日（金）週 5 回、3 時間程度の授業

※ 5 月 14 日、緊急事態宣言対象地域解除の前倒しを踏まえ、学習保障を更に拡大していくため、段階的な再開方針について見直し、5 月 18 日（月）から 1 週間の準備期間を経て、5 月 25 日（月）から本格的な授業再開を目指していくこととしている。

提 案 理 由

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の 5 月 31 日までの延長等を踏まえた対応に緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長

に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年5月21日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

緊急事態宣言解除の前倒しを踏まえた学校再開方針の見直し内容

1 段階的な学校再開方針の見直し内容

(1) 高等学校、中学校

期間	見直し前		見直し後	
	1人当たり登校日数	実施内容等	1人当たり登校日数	実施内容等
5/11(月) ～15(金)	【準備期間】 週2回程度	学習・生活指導 (3時間以内)	同左欄	同左欄
5/18(月) ～22(金)	【部分的再開前期】 週3回程度	授業 (3時間以内)	【本格的再開に向けた準備期間】 週5回程度	同左欄
5/25(月) ～6/5(金)	【部分的再開後期】 週5回	授業 (3時間程度)	【本格的な再開】 ★6/8を前倒し	授業 (通常どおり)

(2) 特別支援学校

期間	見直し前		見直し後	
	1人当たり登校日数	実施内容等	1人当たり登校日数	実施内容等
5/11(月) ～15(金)	【準備期間】 週2回程度	学習・生活指導 (3時間以内)	同左欄	同左欄
5/18(月) ～22(金)	【部分的再開前期】 週3回程度	授業 (3時間以内)	【本格的再開に向けた準備期間】 週3回程度	同左欄
5/25(月) ～29(金)	【部分的再開中期】 週4回程度	授業 (3時間程度)	【準備が整った学校から本格的な再開】 ★6/8を前倒し	授業 (通常どおり)
6/1(月) ～5(金)	【部分的再開後期】 週5回	授業 (3時間程度)		

2 本格的な学校再開後の留意事項

- 各学校において、「新しい生活様式」の実施を徹底するとともに、新たな「3密」対策を講ずるなど、引き続き、感染防止対策を講じながら、指導の拡充を図っていく。

(主な取組内容等)

- ・ 教室における新たな「3密」対策として、身体的距離の確保のための机の配置の工夫、教員の飛沫感染対策のためのフェイスシールドの活用等、各学校の状況に応じた対策を講じる。
- ・ 登下校時の列車利用に係る時差通学を継続することを原則とする。
- ・ 部活動については、時差通学の観点から当面行わず、引き続き、実施方法を検討していく。